

基幹インフラ制度に関する法令等の改正（概要）

2026年 7 月

内閣府 基幹インフラ担当

1.法改正事項

2.基本指針の改正

3.主務省令／技術的解説（共通QA）の改正

4.スケジュール

基幹インフラ制度の概要

- ✓ 国民生活及び経済活動の基盤となっている「特定社会基盤役務」（基幹インフラ）の安定的な提供を確保することが重要であるところ、その用に供する重要設備は、役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがある。
- ✓ そのため、経済安全保障推進法※第3章において、**国が一定の基準のもと、規制対象とする事業（特定社会基盤事業）及び事業者（特定社会基盤事業者。令和8年7月1日時点で258者）を指定し**、指定された事業者が、**国により指定された重要設備（特定重要設備）の導入・維持管理等の委託をしようとする際には、事前に国（事業所管大臣）に届出を行い、審査を受けなければならない**こととしている。
※ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）
- ✓ 国は、**届け出られた計画書に係る特定重要設備が妨害行為の手段として使用されるおそれが大いだと認めるときは**、当該計画書を届け出た者に対し、妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で設備導入等を行うこと等を**勧告（命令）**することがある。

制度のスキーム

供給者・委託先
(ベンダー等)

①設備導入の
契約等

特定社会基盤
事業者

①導入等計画書の届出

⑤（必要があれば）
勧告（命令）

②審査（30日間（延長・短縮あり））

事業所管大臣

③必要に応じ協議

④意見

内閣総理大臣
関係行政機関

(1) **対象事業**…法律で次の分野を外縁として規定。それぞれの分野について、必要な範囲に細分化し**政令**で絞り込んでいる。

1.電気	2.ガス	3.石油	4.水道	5.鉄道	6.貨物自動車運送
7.外航貨物	8.港湾運送	9.航空	10.空港	11.電気通信	12.放送
13.郵便	14.医療（注）	15.金融	16.クレジットカード		

(2) **対象事業者（特定社会基盤事業者）**…絞り込んだ事業ごとに、事業所管大臣が、**省令**で基準を作成し、該当する者を**指定・告示**。

（注） 令和8年6月17日、医療分野を追加する改正法が公布。公布日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

背景・対応の必要性

- 法第52条において、特定社会基盤事業者が他の事業者から特定重要設備を導入する場合には、あらかじめ導入等計画書を届け出ることとされている一方、当該特定重要設備の供給者が特定社会基盤事業者自身やその子会社等である場合には、特定妨害行為のおそれ大きいとはいえないとして届出義務が免除される規定となっている。
- 一方、そのような場合であっても、当該特定重要設備の構成設備（サーバー、OS等）をそれらの者以外の者が供給しているケースでは、必ずしも特定妨害行為のおそれが小さいとは言えない。しかし、現行法第52条の規定では、こうしたケースも一律に届出の対象外とする規定となっているため、届出が行われていない可能性がある。
(※) 事業所管省庁と事業者との協議により、構成設備を供給する複数の者を「特定重要設備の機能を充足した者＝特定重要設備の供給者」として捉え、届出対象とするケースもあるが、事業者からは、こうした解釈・運用は契約実態等とそぐわない（例えば、特定重要設備の供給者としてのリスク管理措置が求められる）ため適正化を図るべきとの要望もある。
- このため、特定社会基盤事業者自身やその子会社等が供給する特定重要設備を導入する場合であっても、他の事業者が供給する構成設備を用いる場合は、特定妨害行為のおそれが大きいかどうかを確認する必要がある。

対応案

<法改正>

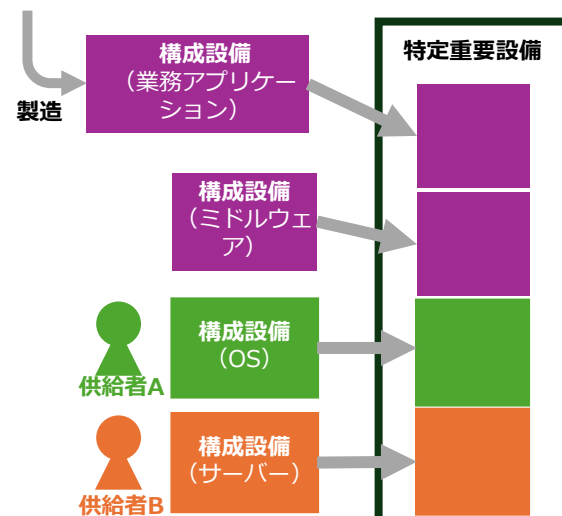
- 法第52条を改正し、特定社会基盤事業者自身やその子会社等が供給する特定重要設備を導入する場合であっても、他の事業者が供給する構成設備を用いる場合は、届出義務の対象である旨を明確化する。

(参考) 現行の経済安保推進法の規定

第52条 特定社会基盤事業者は、他の事業者から特定重要設備の導入を行う場合（当該特定社会基盤事業者と実質的に同一と認められる者その他の政令で定める者が供給する特定重要設備の導入を行う場合（当該特定重要設備に当該政令で定める者以外の者が供給する特定重要設備が組み込まれている場合を除く。）を除く。）・・・には、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定重要設備の導入・・・に関する計画書（以下この章において「導入等計画書」という。）を作成し・・・これを主務大臣に届け出なければならない。（以下略）

<想定する事例のイメージ>

特定社会基盤事業者＝特定重要設備の供給者 X
業務アプリケーション等の構成設備の供給者であり、特定重要設備の供給者



(法第52条) 届出が必要な場合の明確化

法第52条 改正案（新旧対照表）

新	旧
第52条 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の導入を行う場合（当該特定社会基盤事業者又は当該特定社会基盤事業者と実質的に同一と認められる者その他の政令で定める者が供給する特定重要設備の導入を行う場合（当該特定重要設備に当該特定社会基盤事業者及び当該政令で定める者以外の者が供給する特定重要設備が組み込まれている場合並びに次項第二号ハの主務省令で定める設備・機器、装置又はプログラムであって当該者により供給されるものが当該特定重要設備の一部を構成する場合を除く。）を除く。）・・・には、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定重要設備の導入・・・に関する計画書（以下この章において「導入等計画書」という。）を作成し・・・これを主務大臣に届け出なければならない。 （以下略） 2 導入等計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 （略） 二 特定重要設備の導入を行う場合にあつては、次に掲げる事項 イ （略） ロ （略） ハ 特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為（特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為をいう。以下この章において同じ。）の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものに関する事項として主務省令で定めるもの	第52条 特定社会基盤事業者は、<u>他の事業者から</u>特定重要設備の導入を行う場合（当該特定社会基盤事業者と実質的に同一と認められる者その他の政令で定める者が供給する特定重要設備の導入を行う場合（当該特定重要設備に<u>当該政令</u>で定める者以外の者が供給する特定重要設備が組み込まれている場合を除く。）を除く。）・・・には、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定重要設備の導入・・・に関する計画書（以下この章において「導入等計画書」という。）を作成し・・・これを主務大臣に届け出なければならない。 （以下略） 2 導入等計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 （略） 二 特定重要設備の導入を行う場合にあつては、次に掲げる事項 イ （略） ロ （略） ハ 特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為（特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為をいう。以下この章において同じ。）の手段として使用されるおそれがあるものに関する事項として主務省令で定めるもの

○特定重要設備の供給者が特定社会基盤事業者又はその子会社等であり、かつ構成設備の供給者がそれ以外の者である場合には、

- ・ 特定重要設備の供給者として、当該特定社会基盤事業者又はその子会社等
- ・ 構成設備の供給者として、該当する者

を、それぞれ導入等計画書に記載して届け出ることとなる。

※特定社会基盤事業者又はその子会社等が特定重要設備及び全ての構成設備の供給者である場合、従前同様に届出は不要。

○特定社会基盤事業者又はその子会社等が設備の供給者である場合や、重要維持管理等の委託先が特定社会基盤事業者自身の子会社等の場合について、届出事項の一部を省略することができることとする規定を設ける予定。（後述）

背景・対応の必要性

- 法第53条において、特定社会基盤事業者の予見可能性の観点から、事業者が新たに指定されてから6月間は届出義務が免除される規定となっているが、現行の規定は以下の2点について課題が挙げられる。
 - ① 6月間の経過措置期間中は事業者への届出義務規定そのものが適用されず、経過措置期間の満了直後に予定している導入等について速やかに届出を行うことができないことに起因して、手続上の負担や支障が生じている。
 - ② 現在の規定では、事業承継のように事業者の予見可能性が確保されている場合にも、例外なく経過措置が適用されることとなっている。
- このため、①②いずれについても、見直しを行う必要がある。

対応案

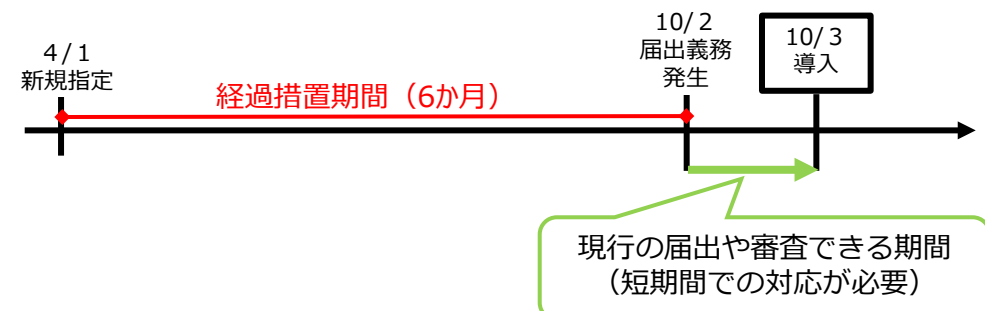
<法改正>

- 上記課題を踏まえ、以下のとおり法第53条を改正し、経過措置規定の見直しを行う。
 - ① 指定後6月以降に行う導入又は重要維持管理等の委託については、指定直後から届出を行うことを可能とする。
 - ※ 第2項、第3項（省令改正により新たに特定重要設備や重要維持管理等が追加された場合）も同様に改正
 - ※ 届出義務の対象範囲を拡大するものではない（改正後も指定後6月以降に行う導入又は重要維持管理等の委託が届出対象）
 - ② 事業承継等により事業者が指定された場合には、当該事業者に対して経過措置規定を適用しないこととする。

(参考) 現行の経済安保推進法の規定

- 第53条 前条第一項の規定は、特定社会基盤事業者が第五十条第一項の規定による指定を受けた日から六月間は、当該指定に係る特定社会基盤事業の用に供される特定重要設備の導入及び重要維持管理等の委託に関する限り、適用しない。
- 2 前条第一項の規定は、第五十条第一項の特定重要設備を定める主務省令の改正により新たに特定重要設備となった設備、機器、装置又はプログラムについては、当該設備、機器、装置又はプログラムが特定重要設備となった日から六月間は、適用しない。
- 3 前条第一項の規定は、同項の重要維持管理等を定める主務省令の改正により新たに重要維持管理等となった維持管理又は操作については、当該維持管理又は操作が重要維持管理等となった日から六月間は、適用しない。

<想定する事例のイメージ (①の場合)>



改正後は、経過措置期間中も届出や審査を行うことが可能となるため、事業者・府省庁ともに余裕を持った対応が可能に

(法第53条) 新規指定時の経過措置規定の見直し

法第53条 改正案（新旧対照表）

新	旧
第53条 前条第一項の規定は、特定社会基盤事業者が第五十条第一項の規定による指定を受けた日から六月間<u>に行う</u>特定重要設備の導入及び重要維持管理等の委託であって、<u>当該指定に係る特定社会基盤事業の用に供するものに係るものについては、適用しない。ただし、当該特定社会基盤事業者が次の各号のいずれかに掲げる事由により同項の主務省令で定める基準に該当することとなった者である場合は、この限りでない。</u> 一 <u>他の特定社会基盤事業者から当該指定に係る特定社会基盤事業を譲り受けたこと。</u> 二 <u>他の特定社会基盤事業者について合併又は分割があった場合における当該合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は当該分割により当該指定に係る特定社会基盤事業を承継した法人であること。</u> 三 <u>前二号に準ずる事由として政令で定めるもの</u> 2 前条第一項の規定は、第五十条第一項の特定重要設備を定める主務省令の改正により新たに特定重要設備となった設備、機器、装置又はプログラムの<u>導入及び維持管理又は操作の委託のうち、当該設備、機器、装置又はプログラムが特定重要設備となった日から六月間に行われるものについては、適用しない。</u> 3 前条第一項の規定は、同項の重要維持管理等を定める主務省令の改正により新たに重要維持管理等となった維持管理又は操作の<u>委託のうち、当該維持管理又は操作が重要維持管理等となった日から六月間に行われるものについては、適用しない。</u>	第53条 前条第一項の規定は、特定社会基盤事業者が第五十条第一項の規定による指定を受けた日から六月間は、<u>当該指定に係る特定社会基盤事業の用に供される特定重要設備の導入及び重要維持管理等の委託に関する限り、適用しない。</u> 2 前条第一項の規定は、第五十条第一項の特定重要設備を定める主務省令の改正により新たに特定重要設備となった設備、機器、装置又はプログラム<u>については、当該設備、機器、装置又はプログラムが特定重要設備となった日から六月間は、適用しない。</u> 3 前条第一項の規定は、同項の重要維持管理等を定める主務省令の改正により新たに重要維持管理等となった維持管理又は操作<u>については、当該維持管理又は操作が重要維持管理等となった日から六月間は、適用しない。</u>

- 第1項柱書き及び第2項、第3項の改正は、従前届出義務の対象であった導入又は重要維持管理等の委託について指定直後からの届出を可能とするものであり、届出の対象範囲を拡大するものではない。
- 改正後の第1項ただし書きについて、第3号の「前二号に準ずる事由として政令で定めるもの」については、今後、現在は想定していない契約形態等が生じた場合等に備えた規定であり、現時点で具体の事由を定める予定はない。
- なお、主務省令の指定基準について、承継があった場合の旧法人の実績に係る取り扱いが必ずしも明確でないことから、承継前の法人が行った事業実績については、承継後の法人の実績とみなすことを省令上明確化する。（省令2条の2）

1.法改正事項

2.基本指針の改正

3.主務省令／技術的解説（共通QA）の改正

4.スケジュール

背景・対応の必要性

- 法第52条において、特定重要設備の導入等を行う場合は「あらかじめ」導入等計画書を届け出ることとなっているが、特に大規模なシステムの開発や更改を行い導入するケースでは、届出の時点で既に機器の購入や設置がなされていることが多い。
(注) 基本指針において、特定重要設備の導入の時期とは、「特定重要設備の導入に関する一連の行為（設計、開発、組立て、設置等）が完了し、役務の提供の用に供する時点」をいうとされている。
- こうした段階で、特定妨害行為のおそれ大きいとして設備の交換や供給者等の変更といった対応を講じようとした場合、既に行われた設備投資に係る損害が生ずるのみならず、契約の解除等の対応や設備導入の遅れによる特定社会基盤役務の提供の支障が生ずる等の事態が生じることも考えられるため、届出以前の早い段階から国と事業者とが意思疎通を図り、リスクを把握した上で柔軟な対応を取ることが国・事業者双方にとって望ましい。

対応案

- 事業者の経済活動に多大な支障を生じる可能性を低減しつつ、同時に審査の実効性を確保する観点から、届出以前の早期・適切な時期から事前相談が行われることを徹底するため、基本指針において、以下のような考え方を記載する。
 - 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者又は重要維持管理等の委託先及び再委託先を決定しようとする時といった適切な時期に事業所管大臣へ事前相談を行う。国は、かかる時期に事前相談を行うよう事業者に周知する。
 - 事前相談の適切な時期については、事業者の経済活動に多大な支障を生じる可能性を低減しつつ、審査の実効性を確保する観点から、事業ごとの特性等も踏まえ、技術的な解説の公表等により国があらかじめ考え方を示す。
- ※技術的解説において「事前相談」の章を設け、より具体的な考え方について記載する予定

<運用改善のイメージ>



審査に当たって追加的に情報提供を求めることがある旨の追記

背景・対応の必要性

- ・ 特定妨害行為のおそれを審査するに当たっては、届出事項に関連する情報や、特定重要設備の導入及び重要維持管理等の実施体制・状況に関する情報等を含めて総合的に勘案する必要があることから、追加的に情報提供を求めることがある。
- ・ こうした点について、現行の基本指針では必ずしも明確でないことから、審査運用の円滑化を図るため、同趣旨の記載を追加するとともに、注釈において総合的に勘案する事項の例を示す。

対応案

基本指針において、以下赤字のとおり追記する。

特定社会基盤役務基本指針 第4章第1節 (4) 審査に当たっての考慮要素
(前略)

特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる要素等を考慮する。

- ① 特定社会基盤事業者が導入等を行おうとする特定重要設備の供給者等が我が国の外部にある主体から強い影響を受けているかどうか
- ② 特定社会基盤事業者が導入等を行おうとする特定重要設備について、特定社会基盤役務の安定的な提供が妨害されるおそれに関する評価を自ら行い、その結果に応じて、リスク管理措置を講じているかどうか
- ③ 特定社会基盤事業者が導入等を行おうとする特定重要設備について、その供給者等が供給する特定重要設備及び構成設備に関する製品に対して脆弱性が指摘された例、その供給者等が実施する重要維持管理等に対して不適切性が指摘された例及びその供給者等に対して我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の不遵守等が指摘された例
- ④ ①から③までのほか、特定重要設備の導入等又は特定重要設備の供給者等に関して特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれに関する事項

こうした要素等を踏まえ、当該特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいと認めるときは、勧告及び命令を行う場合がある。なお、特定妨害行為のおそれを審査するに当たっては、届出事項に関連する情報や、当該特定重要設備の導入及び重要維持管理等を実施する体制や状況に関する情報等^(注)を含めて総合的に勘案する必要があることから、追加的に情報提供を求めることがある。

(注) 例えば、供給者等の資本構成、取引関係、実績、所在地その他の属性並びに役員及び作業従事者の所属・専門性、実績、国籍等その他の属性に関する情報、特定重要設備の製造地を含めた導入や重要維持管理等の実施環境に関する情報、我が国の法令や国際的な基準等の遵守状況に関する情報、特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置の実施状況に係る詳細な情報等が考えられる。

1.法改正事項

2.基本指針の改正

3.主務省令／技術的解説（共通QA）の改正

4.スケジュール

主務省令／技術的解説（共通QA）の改正

区分	番号	主な改正内容概要	省令本則	省令様式
1. 届出事項の改正	1	導入に携わる者に関する事項の項目分け	16条1号イ・ロ（新設）	四（一）、五（一）
	2	再委託先例外の取扱い	17条1項、2項（新設）	四（二）、五（二）
	3	法人番号の追加	11条1.2号、13条2.3号、14条1.2号、15条3.4号、16条1号、25条1項	四（一）／（二）、五（一）／（二）
	4	法令等遵守を表明する書類の報告起算日の明確化	-	四（一）／（二）、五（一）／（二）
	5	議決権保有割合の確認日（6か月以内）	-	四（一）／（二）、五（一）／（二）
	6	有効期限の定めのない添付書類の期限の緩和	9条2項柱書、21条、23条3項・5項、25条1項	-
	7	クラウドサービス利用時の設置場所の記載方法	-	四（一）／（二）、五（一）／（二）
	8	データセンター利用時の記載事項の明確化	-	四（一）／（二）、五（一）／（二）
2. 変更の届出・報告	9	導入に携わる者に関する事項の変更類型	23条1項8号イ・ロ、24条5号（新設）	-
	10	構成設備の削除	23条1項4号イ	-
	11	重要維持管理等の期間の変更	23条1項5号、7号イ	-
	12	再委託先例外要件の変更	23条1項10号（新設）	-
	13	供給者等の追加	23条1項3号ハ・4号二・6号ロ・7号ハ・8号ハ(全て新設)	-
	14	供給者等の名称変更	23条1項3号イ・4号ロ・6号イ・7号ロ・8号イ	-
	15	変更届出様式の簡略化	-	七（一）／（二）、八（一）／（二） 九（一）／（二）、十
3. 届出事項の一部省略	16	基幹インフラ事業者自身・子会社等の場合の省略	-	四（一）／（二）、五（一）／（二）
4. 証跡書類の一部省略	17	個人の証跡書類の再提出の省略	9条3項、21条2項、23条4項・7項、25条2項（新設）	-
5. 届出事項の明確化	18	個人事業主の添付書類の明確化	-	-
	19	旧姓（旧氏）の併記の取扱い	-	-
	20	重要維持管理等を行う場所の明確化	-	-
	21	議決権を直接に保有する者の明確化	-	-
	22	外国人役員の国籍等を証する書類	-	-
	23	構成設備の変更に係る事後報告	25条2項2号（新設）	-
	24	リスク管理措置の証跡書類の位置付け明確化	9条2項3号（新設）	-

導入等計画書の届出事項に関する改正

- 導入等計画書の届出事項について、一部届出事項の追加や記載事項の明確化、確認期間の緩和等の改正を行う。

<届出事項（導入の場合）>

1. 特定重要設備の概要	5. 構成設備に関する事項
特定重要設備の種類	(1) 概要
特定重要設備の名称	構成設備の種類
特定重要設備の機能	構成設備の名称
特定重要設備を設置する場所	構成設備の機能
特定重要設備を使用する場所	(2) 供給者
2. 特定重要設備の導入の内容及び時期	名称
内容	代表者の氏名
時期	住所
3. 導入に携わる者に関する事項	法人番号
名称	設立準拠法国等
代表者の氏名	(3) 供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者
住所	名称
法人番号	法人番号
設立準拠法国等	設立準拠法国等
導入との関係	議決権保有割合(%)
4. 特定重要設備の供給者に関する事項	確認した年月日
(1) 特定重要設備の供給者	(4) 供給者の役員
名称	氏名
代表者の氏名	生年月日
住所	国籍等
法人番号	(5) 供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合
設立準拠法国等	該当の有無
(2) 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者	対象期間(年月日)
名称	事業年度
法人番号	外国政府等の名称
設立準拠法国等	割合(%)
議決権保有割合(%)	(3) 特定重要設備の供給者の役員
確認した年月日	氏名
(3) 特定重要設備の供給者の役員	生年月日
氏名	国籍等
生年月日	(4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合
国籍等	該当の有無
(4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合	対象期間(年月日)
該当の有無	事業年度
対象期間(年月日)	外国政府等の名称
事業年度	割合(%)
外国政府等の名称	(5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地
割合(%)	工場又は事業場の所在地
(5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地	(確認項目) チェックボックス
工場又は事業場の所在地	6. 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項
(確認項目) チェックボックス	(確認項目) チェックボックス：① ～ ⑰
	備考：① ～ ⑰
	その他特記事項
	7. 備考
	備考欄

<届出事項（重要維持管理等の委託の場合）>

1. 特定重要設備の概要	4. 重要維持管理等の再委託に関する事項
特定重要設備の種類	(1) 内容及び時期又は期間
特定重要設備の名称	行わせる重要維持管理等の内容
特定重要設備の機能	重要維持管理等を行う場所
特定重要設備を設置する場所	重要維持管理等を再委託して行わせる時期又は期間
特定重要設備を使用する場所	(2) 再委託の相手方
備考	名称
2. 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間	代表者の氏名
目的	住所
行わせる重要維持管理等の内容	法人番号
重要維持管理等を行う場所	設立準拠法国等
重要維持管理等を行わせる時期又は期間	(3) 再委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者
3. 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項	名称
(1) 重要維持管理等の委託の相手方	法人番号
名称	設立準拠法国等
代表者の氏名	議決権保有割合(%)
住所	確認した年月日
法人番号	(4) 再委託の相手方の役員
設立準拠法国等	氏名
(2) 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者	生年月日
名称	国籍等
法人番号	(5) 再委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合
設立準拠法国等又は国籍等	該当の有無
議決権保有割合(%)	対象期間(年月日)
確認した年月日	事業年度
(3) 重要維持管理等の委託の相手方の役員	外国政府等の名称
氏名	割合(%)
生年月日	5. 導入等計画書の届出の例外（再委託先例外）
国籍等	第十五条第一号及び第二号に掲げる事項を把握するための措置
(4) 重要維持管理等の委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合	不正なアクセスを予防するための措置
該当の有無	不正操作等の有無に係る監査
対象期間(年月日)	備考
事業年度	6. 重要維持管理等の委託に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項
外国政府等の名称	(確認項目) チェックボックス：①～⑫
割合(%)	備考：① ～ ⑫
	その他特記事項
	7. 備考
	備考欄

導入等計画書の届出事項に関する改正

導入の届出のみに関係するもの

改正 1 : 導入に携わる者に関する事項の項目分け

- これまで様式中の「導入の内容」に位置付けられていた「導入に携わる者」を、省令本則に位置付ける。
- あわせて、すべてが重要な変更となっていた変更類型の取り扱いを供給者等と揃える形で緩和する改正を行う。

重要維持管理等の委託の届出のみに関係するもの

改正 2 : 再委託先例外の取扱い

- 現行省令において、再委託先例外（再委託先に係る情報の一部省略）の要件を満たしている旨は、主に様式の備考欄等に記載を求めているが、当該要件に係る事情について変更があった際の取り扱いが明確でない。
- 再委託例外の適用要件について記載する欄を設けた上で、当該要件の変更は重要な変更として取り扱う旨を明確化する。

導入・重要維持管理等の委託に共通するもの

改正 3 : 法人番号の追加

- 供給者等や議決権を有する者に関する届出事項として、法人番号を追加する。
- なお、法人番号の指定を受けていない法人（外国法人等）及び個人事業主の場合には、記載不要。

改正 4 : 法令等遵守を表明する書類の報告起算日（リスク管理措置）

- 法令遵守状況を届出の日の前日時点で表明することが実務上困難であるとの意見を踏まえ、「届出を行う日の前日から起算して過去3年間の～」を「届出しようとするときから遡って3年間の～」とする。
- なお、「届出しようとするとき」の範囲については、事前相談の段階から正式な届出を行う時点までの比較的幅広い時期を含むものと考えられることを、共通QAにも記載予定。

改正 5 : 議決権保有割合の確認日

- 届出の日前2月以内の日において確認することが実務上困難であるとの意見を踏まえ、他法令との整合等も踏まえ検討した結果、確認日を「届出の日前6月以内の日における割合」とする。
- なお、これにより対応が困難である場合には、事業所管省庁へご相談いただきたい旨は、引き続き共通QAに記載。

改正 6 : 有効期限の定めのない添付書類の期限の緩和

- 有効期限のない添付書類は届出の日前3か月以内に作成されたものに限ると定められているものについて、他法令との整合等も踏まえ検討した結果、「届出の日前6か月以内」とする。

導入・重要維持管理等の委託に共通するもの

改正7：クラウドサービス

○クラウドサービスを利用する場合の「特定重要設備の設置場所」欄の記載方法について、以下のとおり明確化。

- ・ 特定重要設備の全部又は一部がクラウドサービスである場合には、設備の所在地について、都道府県名の記載に代えて、当該サービスのリージョンを記載することができる
- ・ 特定重要設備の全部又は構成設備がクラウドサービスである場合には、「特定重要設備を設置する場所」の欄に、その所在地と併せて、当該サービスを提供する事業者名を記載。

○共通QAにおいても、補足的な内容を記載することを検討中。

改正8：データセンター

○構成設備をデータセンター^(注)に設置する場合、「特定重要設備の設置場所」欄には、データセンターの所在地（都道府県単位）と合わせて、データセンター事業者名も記載することを求める。

注：構成設備がクラウドサービスである場合を除く。

○共通QAにおいても、補足的な内容を記載することを検討中。

変更の届出・報告 類型の再整理

- 記載事項に変更があった際の取り扱いの類型について、審査の実効性と事務負担とのバランスを考慮して見直しを図る。

<変更の類型（導入の場合）>

届出事項		導入を行う前	導入を行った後
特定重要設備の概要	種類、名称、機能、設置・使用する場所	重要な変更	—
構成設備の概要	種類、名称、機能	構成設備が減少する場合：変更の報告 上記以外：重要な変更	変更の報告
特定重要設備の導入	内容	重要な変更	—
	時期	変更の報告	
導入に携わる者	名称（氏名）、代表者氏名、法人番号	変更の報告	—
	住所	国の変更：重要な変更 上記以外：軽微な変更	
	設立準拠法国（国籍）	重要な変更	
	導入に携わる者が新たに追加される場合	重要な変更	
特定重要設備・構成設備の供給者に関する事項	供給者	名称（氏名）、代表者氏名、法人番号	変更の報告
		住所	国の変更：重要な変更 上記以外：軽微な変更
		設立準拠法国（国籍）	重要な変更
		供給者が新たに追加される場合	重要な変更
	議決権の5%以上を直接に保有する者	名称（氏名）、法人番号、設立準拠法国（国籍）	変更の報告
		議決権保有割合	・増加により新たに以下の①～③に該当する者がある場合：変更の報告 ① 25%以上3分の1未満の直接保有者 ② 3分の1以上50%未満の直接保有者 ③ 50%以上の直接保有者 ・上記以外の場合：軽微な変更
	供給者の役員の氏名、生年月日、国籍	外国政府等との取引関係：事業年度、名称、割合	変更の報告
		設備の製造場所の所在地	国の変更：重要な変更 上記以外：軽微な変更
		リスク管理措置	重要な変更
		—	—

<変更の類型（重要維持管理等の委託の場合）>

届出事項		重要維持管理等を行わせる前	重要維持管理等を行させた後から行わせる期間の終了前まで
特定重要設備の概要	種類、名称、機能、設置・使用する場所	重要な変更	同左
重要維持管理等の委託・再委託の内容等	委託・再委託の目的、内容、重要維持管理等の実施場所	重要な変更	
	重要維持管理等を行わせる時期又は期間	期間の延長：重要な変更 上記以外：変更の報告	
重要維持管理等の委託・再委託の相手方に関する事項	委託の相手方	名称（氏名）、代表者氏名、法人番号	変更の報告
		住所	国の変更：重要な変更 上記以外：軽微な変更
		設立準拠法国（国籍）	重要な変更
		委託の相手方が新たに追加される場合	重要な変更
	議決権の5%以上を直接に保有する者	名称(氏名)、法人番号、設立準拠法国（国籍）	変更の報告
		議決権保有割合	・増加により新たに以下の①～③に該当する者がある場合：変更の報告 ① 25%以上3分の1未満の直接保有者 ② 3分の1以上50%未満の直接保有者 ③ 50%以上の直接保有者 ・上記以外の場合：軽微な変更
	委託の相手方の役員の氏名、生年月日、国籍	外国政府等との取引関係：事業年度、名称、割合	変更の報告
		—	—
	導入等計画書の届出の例外（再委託先例外の要件）		重要な変更
	リスク管理措置		重要な変更

導入の届出のみに関係するもの

改正9：導入に携わる者に関する事項の変更類型の緩和

- これまで様式中の「導入の内容」に位置付けられていた「導入に携わる者に関する事項」を、省令本則に位置付ける。
- あわせて、すべてが重要な変更となっていた変更類型の取り扱いを供給者等と揃える形で緩和する改正を行う。

改正10：構成設備の削除

- 構成設備の概要の変更は重要な変更（事前届出）となるが、構成設備の削除については変更の報告（事後報告）とする。

重要維持管理等の委託の届出のみに関係するもの

改正11：重要維持管理等の期間の変更

- 委託契約の変更等に伴う単なる「時期の変更」又は「延長を伴わない委託期間の変更」については、変更類型を変更の報告（事後報告）とする。
- ただし、委託期間の延長を伴わない場合であっても、委託の始期が1年以上後ろ倒しになるような場合には、原則として新たな重要維持管理等の委託の届出として導入等計画書を届け出る必要がある旨を共通QAで追記する予定。

改正12：再委託先例外の取扱い（再掲）

- 現行省令において、再委託先例外（再委託先に係る情報の一部省略）の要件を満たしている旨は、主に様式の備考欄等に記載を求めているが、当該要件に係る事情について変更があった際の取り扱いが明確でない。
- 再委託例外の適用要件について記載する欄を設けた上で、当該要件の変更は重要な変更として取り扱う旨を明確化する。

導入・重要維持管理等の委託に共通するもの

改正13：供給者等の追加

- 現行省令では、供給者や委託先を新たに追加する場合でも、既存の届出事項に係る変更類型が適用されるため、新たな供給者等に係る事項のうち、重要な変更に該当するものと事後報告に該当するものが混在する状況となっている。
- 審査の実効性の観点から、新たに追加される供給者等についてはその情報全体を確認する必要があることから、変更の類型として「供給者等を新たに追加する場合」を設け、当該者に係る情報すべてを重要な変更として位置付ける。

改正14：供給者等の名称変更

- 供給者や委託先等の名称の変更は、変更の報告（事後報告）とする。
※供給者等を新たに追加する場合は、上記のとおり、名称変更ではなく「供給者等の追加」として重要な変更となる。

導入・重要維持管理等の委託に共通するもの

改正15：変更様式の見直し

- 変更様式について簡略化を行い、朱書きで訂正した導入等計画書/緊急導入等届出書を添付して提出する運用とする。
- 共通QAにおいて、変更前・変更後の箇所については「別添のとおり」と記載することも可能であること、特定社会基盤事業者と事業所管省庁との間で合意されている整理番号があればそれを記載する旨を示す。

<変更様式> 様式第七（一） / （二）、八（一） / （二）、九（一） / （二）、十

1. 変更を行う届出/ 変更をした届出	整理番号			
	導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出をした 年月日			
2. 変更の内容	変更事項	変更前	変更後	変更の時期
3. 変更の理由				
4. 備考				



変更を行う/変更をした
導入等計画書を朱書き
で訂正したもの

（記載上の注意）

1. 「1. 変更をした届出」の「整理番号」は、導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出時に付与された番号を記載すること。
2. （略：直接提出について）

特定社会基盤事業者自身等が供給者等である場合の届出事項の一部省略

- 導入の届出において、特定社会基盤事業者又はその子会社等が供給者である場合、届出事項の一部を省略可能とする。
- あわせて、委託の届出において、当該子会社等が委託先又は再委託先である場合にも、導入と同様の省略規定を置く。

改正16：特定社会基盤事業者自身等が供給者等である場合の届出事項の一部省略

○法第52条の改正の施行後は、特定社会基盤事業者自身又はその子会社等※を特定重要設備の供給者とする届出が想定される。

※法第52条に規定する、特定社会基盤事業者と実質的に同一であると認められる者その他の政令で定める者（政令第10条）

○この場合において、当該者については特定妨害行為を行うおそれが小さいと考えられるところ、届出事項の一部を省略可能とする※。

具体的には、

－ 自身が供給者：代表者名、住所、法人番号、設立準拠法等、議決権保有者、役員情報、外国政府等との取引割合を省略可能

－ 子会社等が供給者：役員情報、外国政府等との取引割合を省略可能

とする。

※なお、当該者が「構成設備の供給者」となる場合も同様に省略が可能

○重要維持管理等の委託の届出についても、特定社会基盤事業者自身の子会社等が委託先/再委託先となる場合※には、導入の届出の場合と同様、役員情報及び外国政府等との取引割合に関する記載を省略可能とする。

※制度上、特定社会基盤事業者自身が委託先となることは考えられないため、子会社等についてのみ省略規定を置く

<省略規定の例> ※一部抜粋

・様式第四（一）導入等計画書（特定重要設備の導入を行う場合）

4. 特定重要設備の供給者に関する事項

（2）特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

（記載上の注意）

1. 特定社会基盤事業者が特定重要設備の供給者である場合には、本項の記載を省略することができる。

（3）特定重要設備の供給者の役員

（記載上の注意）

1. 特定社会基盤事業者又は令第10条に定める者が特定重要設備の供給者である場合には、本項の記載を省略することができる。ただし、●●大臣は、特に必要があると認めるときは、当該事項に係る情報の提供を求めることができる。

・様式第四（二）導入等計画書（特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合）

3. 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項

（3）重要維持管理等の委託の相手方の役員

（記載上の注意）

1. 委託の相手方が令第10条に定める者である場合には、本項の記載を省略することができる。ただし、●●大臣は、特に必要があると認めるときは、当該事項に係る情報の提供を求めることができる。

証跡書類の一部省略

- 事務負担軽減の観点から、個人の証跡書類について、一定の場合に省略を可能とする規定を設ける。

改正17：個人の証跡書類の再提出の省略

- 特定社会基盤事業者が一度事業所管大臣へ提出した供給者等の役員個人の証跡書類について、同一供給者等が含まれる届出を行う場合において、その役員個人の内容に変更がなければ、提出を省略できる規定を置く。
- 共通QAにおいて省略できる場合について明記する。
- なお、検討中の届出システム化（後述）が実現した後においては、供給者等が個人の証跡書類をシステムに登録した上で、その内容に変更がない場合には、原則として証跡書類の提出を届出の都度求めない運用を省庁横断的に行う方向で検討中。

＜省令＞9条3項

（導入等計画書の届出）

第九条 法第五十二条第一項の導入等計画書は、特定重要設備の導入を行う場合にあっては様式第四（一）によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては様式第四（二）によるものとする。

2 法第五十二条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、有効期間又は有効期限のあるものにあっては、同項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあっては、当該届出の日前六月以内に作成されたもの（第三号の書類は除く。）に限る。

一～三 （略）

3 前項第二号に掲げる書類については、法第3章の規定により既に●●大臣に届け出た当該書類の内容に変更がないときは、導入等計画書にその旨を記載することにより、当該書類の添付を省略することができる。ただし、●●大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- その他、解釈の明確化等の観点で、省令の技術的改正や共通QAの改正を行う。

改正18：個人事業主の添付書類の明確化

○個人事業主に係る添付書類が必ずしも明確でなかったことから、共通QAで明確化する。

（共通QAの追記案）※現時点の案であり、今後精査予定

Q●●. 供給者等が個人事業主であった場合は、どのような書類が必要になるのでしょうか。

- 供給者等が個人事業主である場合には、旅券、当該個人事業主の戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写しが必要です。
- また、当該個人事業主が外国人である場合には、旅券の写し、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し等の書類が必要です。

改正19：重要維持管理等を行う場所の明確化

○重要維持管理等を行う場所の記載方法についてQAに記載がなかったことから、共通QAで明確化する。

（共通QA）※R8.3.31に公表済

Q●●. 重要維持管理等を行う場所について、どのように記載すればよいのでしょうか。

- 「重要維持管理等を行う場所」は、重要維持管理等の委託の相手方や再委託の相手方が特定重要設備の維持管理・操作を実際に行う場所をいいます。
- そのため、「特定重要設備を設置する場所」や「特定重要設備を使用する場所」と同じ場所になることも想定されます。
- 他方で、例えば、遠隔地から特定重要設備の維持管理や操作を行う場合については、異なる場所を記載することもあり得ます。
- また、「重要維持管理等を行う場所」の粒度については、Q 3 0と同様です。

改正20：役員等の旧姓の記載方法の明確化

○役員等の氏名について、旧姓を併記する場合の記載方法が必ずしも明確でなかったことから、共通QAで明確化する。

(共通QA) ※R8.3.31に公表済

- Q●. 代表者や役員の氏名の記載が旧姓（旧氏）を使用しているため旅券の写し等と相違している場合、どのように記載すればよいのでしょうか。
- 特定社会基盤事業者が届け出る導入等計画書等には、旅券の写し等に記載されている代表者の氏名や役員の氏名を記載する必要があります。その上で、使用されている旧姓（旧氏）がある場合には、これを併記する記載が可能です。
 - また、以下の①～③の者についても、上記の代表者や役員と同様の記載が可能です。
 - ① 供給者又は委託（再委託を含む）を受けた者が個人である場合
 - ② 導入に携わる者が個人である場合
 - ③ 供給者又は委託（再委託を含む）を受けた者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者が個人である場合

改正21：供給者等の役員が外国人である場合の国籍等を証明する書類の明確化

○供給者等の役員が外国人である場合の添付書類について、共通QAで明確化する。

(共通QA) ※R8.3.31に公表済

- Q●●. 役員が外国人である場合の証明書類について、主務省令で定めている「その他の氏名、生年月日及び国籍等を証する書類」とは、どのような書類でしょうか。
- 主務省令で定める「その他の氏名、生年月日及び国籍等を証する書類」としては、例えば、米国の公証制度に基づき、氏名、生年月日及び国籍等が記載された文書に対して、公証人（Notary Public）が認証（Notarization）を付した書類が考えられます。

改正22：議決権を直接に保有する者の明確化

○議決権を直接に保有する者について、現行の共通QAが必ずしも明確な記載ぶりでなかったことから修正する。

(共通QA) ※R8.3.31に公表済

Q 3 7. 届出を必要とする、供給者等の議決権の5 %以上の議決権を直接に保有する者とは、どのような者でしょうか。

- 供給者等の議決権は、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。
- そのため、供給者等の議決権の5 %以上の議決権を直接に保有する者とは、上記のような議決権を直接に保有する株主をいいます。なお、株式の資産管理を行っている金融機関（例：〇〇信託銀行（信託口））は議決権を直接に保有する者に該当します。
- また、投資一任契約その他の契約に基づき、議決権行使権限を有するのみである者は、供給者等の議決権を直接に保有する者には該当しません。

改正23：構成設備の変更に係る事後報告の取り扱いの明確化

○導入後の構成設備の変更に係る事後報告について、現行省令における報告事項の記載が必ずしも明確でないことから、省令本則について技術的改正を行う。（省令25条）

改正24：リスク管理措置の証跡書類の明確化

○現状、リスク管理措置の実施状況を証する添付書類は、省令様式の記載上の注意に記載されているのみであるところ、これを省令本則に位置付ける改正を行う。（省令9条2項3号）

(参考) 届出のシステム化の検討について

※検討中の内容につき、今後変更の可能性あり

- 基幹インフラ制度の届出（導入等計画書・証跡書類等）に係る**事務負担の軽減を実現**するため、**届出のシステム化**を検討中。
- システム化により、供給者が情報を一度入力すれば**都度の証跡書類の提出が不要**になり、また、**変更手続の手間を削減**可能。
- 内閣府を中心に、事業者の意見も聞きながら、システム機能の検討・基本設計を進めている。

スケジュール	2027年度中の運用開始を目指して、機能要件の検討、詳細設計・構築を順次実施。	届出業務フロー	①アカウント発行	全特定社会基盤事業者にアカウントを事前発行。届出に関わる供給者等にもアカウントを発行し、証跡書類を含めた法人情報をDBに事前登録。
対象利用者	・ 特定社会基盤事業者 ・ 供給者等 ・ 特定重要設備の供給者 ・ 構成設備の供給者 ・ 重要維持管理の委託先 ・ 重要維持管理の再委託先 ・ 事業所管省庁 ・ 内閣府		②届出、審査	基幹インフラ事業者から事業所管省庁への事前相談(任意)、届出、審査をシステム上で完結。 ⇒DBに登録されている供給者等の法人情報を参照することで、証跡書類等の毎回提出が不要に。
			③届出の変更	届出の変更(事前/事後)もシステム上で実施。供給者等が法人情報を変更すると、変更が必要な届出一覧を基幹インフラ事業者に一斉通知。 ⇒届出の変更手続に係る案件管理、証跡書類を含めた提出作業の手間を削減。
			④定期確認	届出済情報の変更有無の定期的確認等のアラートを発出。 ⇒届出漏れ等ミスの発生を防止

1.法改正事項

2.基本指針の改正

3.主務省令／技術的解説（共通QA）の改正

4.スケジュール

○法改正

- ・「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」は、国会での審議を経て、令和8年6月17日に公布

＜改正法の概要資料等：第221回 特別国会 - 内閣府＞

- ・改正法のうち、基幹インフラ制度に係る施行日は以下のとおり
 - －第53条のうち、指定直後から届出を可能とする改正：

公布の日から1月を経過した日（7月17日）
 - －第52条の改正及び、第53条のうち事業承継の場合に経過措置を適用しないこととする改正：

公布の日から6月以内の政令で定める日 ※現時点では秋頃の施行を想定 **令和8年9月18日施行**
 - －医療分野を追加する改正：

公布の日から1年6月以内の政令で定める日

○省令、基本指針の改正

- ・パブリックコメント（各省）：7月下旬以降開始予定 **令和8年10月1日よりパブコメ開始**
 ※法律のハネ改正部分はパブコメなしで公布
- ・改正省令の全面施行：令和9年1月初旬（予定）
- ・基本指針の改正については、秋頃となる見込み（先立ってパブコメ実施） **令和8年9月11日閣議決定**

○共通QAの改正について

- ・改正省令の公布の時期を目途に、改定版を公表する予定で内容を検討中

○今後の説明会について

- ・秋頃～冬頃にかけて、例年実施している制度説明会を開催する方向で検討中（詳細未定）